

大牟田市園芸育成振興事業 追加要望調査の実施

要望から審査結果のお知らせまでの流れ

(1) 事業実施予定者の要望を受け付けます

令和7年3月までに事業が完了するもので、補助を希望する案件は、「3. 必要書類」を提出してください。

(2) 審査を行い、おおむね1ヶ月以内に結果をお知らせします

提出された案件を審査し、結果をお知らせします。

【ご注意ください】

※ 審査を行うので、要望しても補助を受けられない場合があります。

※ 予算額に達した場合、その後の受け付けは行いません。

※ 採択された場合、その後の申請手続きに必要な書類を送付します。

1 補助内容

ハウスなどの園芸施設の新設や、果樹苗木の購入にかかる経費の一部を補助します。

対象になる経費	補助率
園芸施設等の設置に要する経費 ハウス、雨よけトンネル、防除かん水、寒冷紗、多孔質マルチ、高設栽培、イチジク用防風施設・棚 ただし、国・県の補助事業の対象とならない新規（多孔質マルチは除く）の施設で、施設の設置面積が200㎡以上のものに限ります。	事業費の1/3以内 ※多孔質マルチは、資材費の1/5以内です ※上限額540,000円
果樹苗木購入に要する経費 国・県の補助事業の対象とならないもので、事業面積が200㎡以上のものに限ります。	事業費の1/3以内 ※上限額50,000円

2 補助対象

- (1) 認定農業者
- (2) 認定新規就農者
- (3) その他販売を行う農業者

※いずれも、市内居住者に限ります

3 必要書類

- (1) 要望概要書
- (2) 見積書
- (3) カタログ
- (4) 設計図
- (5) 対象農地の位置が分かる地図
- (6) 出荷していることが確認できる書類（出荷伝票など）

※(6)は、「2の(3) その他販売を行う農業者」のみ

4 提出期限

令和7年1月末

※予算がなくなり次第終了

5 提出先

大牟田市役所農林水産課 農業振興担当

【問い合わせ先・提出先】

大牟田市役所農林水産課 農業振興担当

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話 41-2754